

「現場ニーズと技術シーズのマッチング」

技術シーズ 募集要領

令和4年9月

北海道開発局 事業振興部 技術管理課

1. 募集概要

(1) 「現場ニーズと技術シーズのマッチング」の目的

本募集は、「i-Construction 推進コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)の目的に基づき、現場において解決したい課題(以下「ニーズ」という。)に対して、その課題を解決できる新たな技術(以下「シーズ」という。)を募集するものである。

(2) 予定スケジュール

1) 募集及び選定

令和4年11月4日	募集〆切
令和4年11月下旬	応募技術の選定結果通知

2) マッチングイベント(選定された場合)

令和5年1月上旬	マッチングイベント
----------	-----------

3) マッチングの調整及び結果通知

令和5年3月中旬	マッチングの調整及び結果通知
----------	----------------

2. 募集技術

(1) 対象技術

北海道開発局が求めるニーズに対応する技術とする。

募集テーマの背景と求める効果の概要は、別紙ー1「令和4年度『現場ニーズと技術シーズのマッチング』募集テーマ一覧」とする。(別紙に記載されている募集テーマを「ニーズ」とする)

(2) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 新技術情報提供システム(以下「NETIS」という。)に登録されていない技術であること。なお、以前登録されていた技術も対象外とする。
- 2) マッチングの可否に関する審査、選定の過程において、選定等に係わる者(事務局等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 3) 応募技術を公共事業に活用する上で、関係法令に適合していること。
- 4) 選定された応募技術について、技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 「3. シーズ応募者及び共同開発者(1) シーズ応募者」を満足すること。

3. シーズ応募者及び共同開発者

(1) シーズ応募者

- 1) シーズ応募者は、以下の2つの条件を満足すること。
 - ・シーズ応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。
 - ・応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。なお、行政機関(*1)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者(受注者)になり難いことから、自らシーズ応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができる。
- (*1):「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。
- 2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

- 1) 共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別紙ー2『「現場ニーズと技術シーズのマッチング」に関する公募資料作成要領』に基づき作成し、提出方法はE-mailとし5MBを超える場合はファイルを分割し送付すること。E-mailによらない場合は、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)での提出も可とし、郵送により事務局に提出すること。

(2) 提出先

〒060-8511 北海道 札幌市 北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 17階
国土交通省 北海道開発局 事業振興部 技術管理課 技術活用係 宛
E-mail hkd-ky-netis2@gxb.mlit.go.jp

(3) 応募期間

令和4年9月20日(火)～令和4年11月4日(金)

(最終日は、E-mailによる提出の場合、17:00まで受付を行います。郵送により提出の場合は、当日消印有効とします。)

(4) 応募書類に不備があった場合の取扱い

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

応募書類について、募集要領に従っていない場合や不備がある場合、また応募書類の記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とする。

(5) 秘密の保持

- 1) シーズ応募者は、現場試行の結果(現場試行の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめニーズ提案者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 2) シーズ応募者は、現場試行に関してニーズ提案者から貸与された情報、その他知り得た情報をシーズ応募者以外の者に漏らしてはならない。現場試行終了後においても同様とする。
- 3) シーズ応募者は、ニーズ提案者が提供した情報は、現場試行のみに使用し、他の目的には使用してはならない。また、ニーズ提案者の許可なく複製してはならない。
- 4) シーズ応募者は、本現場試行終了時にニーズ提案者からの貸与資料(書面、電子媒体)について、ニーズ提案者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行わなければならない。
- 5) シーズ応募者は、本現場試行の遂行において貸与されたニーズ提案者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかにニーズ提案者及び事務局に報告するものとする。
- 6) 応募書類は、シーズ応募者等の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しないが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがある。
- 7) 実施が適当であると判断された応募技術については、応募技術の概要を公表することがある。
- 8) 応募書類について、事務局で責任を持って保管、廃棄を行う。

5. 応募された技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての条件

- 1) 募集技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

※選定の過程において、提出された応募書類で不明な箇所等がある場合は、ヒアリング等の実施や追加資料の提出を依頼することがある。

6. マッチングイベント

提出された応募資料により、ニーズとマッチングの可能性のあるシーズについては後日別途通知し、マッチングイベントへの参加を依頼する。

マッチングイベントでは、シーズ応募者において、対象ニーズに対して課題解決の手法やシーズの内容についてプレゼンテーションを実施して頂く予定である。

※プレゼンテーション資料の詳細については選定結果と併せて通知を行い、マッチングイベントに参加しなかった場合はマッチング不採用とする。

7. マッチングの調整

提案されたシーズについて、ニーズ提案者及び事務局と協議の上、マッチングの可能性があると判断された場合は、ニーズ提案者、シーズ応募者及び事務局による個別調整を実施し、最終的なマッチングの可能性の可否について確認を行う。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

- ・シーズ応募者に対し、選定されたか否について、結果を文書で通知する。
- ・共同開発者に対しては選定結果の通知は行わない。

(2) 選定結果の公表

選定された技術は NETIS 及び北海道開発局ウェブサイト上で公表する。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- ・選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ・選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ・その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

(4) その他

審査結果に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

9. 現場試行

(1) 現場試行の実施

マッチング成立後、原則として、ニーズ提供者の現場において現場試行を実施する。

現場試行にあたっての安全管理、地権者等との調整については原則として全てシーズ応募者の責とする。

現場試行に際し、損害（一般、第三者）及び構造物に関する原状復帰等が考えられるシーズについては、必要に応じて、契約書の締結を検討するものとする。

(2) 試行時期

試行時期は、マッチングイベントを経て現場照会を行った後、別途通知する。

(3) 提出資料

現場試行に先立ち、現場試行計画書、マッチング試行調査表を作成し、事務局に提出すること。

試行結果は、マッチング試行調査表、試行結果報告書に整理して提出すること。

現場試行計画書、マッチング試行調査表、試行結果報告書の様式及び提出期限は、別途通知する。

(4) 試行結果の公表

提出された試行結果報告書は NETIS 及び北海道開発局ウェブサイト上で公表する。

(5) 提出先

資料の提出（郵送）先は、4. 応募方法（2）提出先とする。

10. 費用負担

- (1) 応募資料の作成及び提出に要する費用、マッチングイベントの参加に要する費用、現場試行の実施に関する費用は、シーズ応募者の負担とする。
- (2) 現場試行以外に、ニーズを解決するための試験・調査等に係る費用は、シーズ応募者の負担とする。
- (3) 国土交通省関係者が立会確認を行う場合、立会者に要する費用は国土交通省で負担する。

11. その他

- (1) 応募された資料は、技術の審査、選定以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 現場試行の結果、得られた成果については、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めること。
また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこと。
- (4) 現場試行の結果、従来技術と同等以上の活用効果が確認された技術については、NETISへの登録を検討していただく。
- (5) 別途実施している「新技術セッション」における技術募集に関して、本募集と同一のシーズで応募しても良いこととする。

【問い合わせ先】

〒060-8511 北海道 札幌市 北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 17 階
国土交通省 北海道開発局 事業振興部 技術管理課 技術活用係

TEL : (011)-709-2311 内線番号 : 5652

E-mail hkd-ky-netis2@gxb.mlit.go.jp